

# 岐阜県公報

号外(一) 令和三年五月十二日

## 目次

### 条例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ページ  
一

### 本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第二一号)
- 一 岐阜県地方競馬組合における不適切事案に鑑み、構成団体である県の知事としての責任を明らかにするため、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間における知事の給料について、給料の月額に二〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じることとした。(附則第二項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年五月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十一号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年四月一日から同月三十日まで」を「令和三年五月一日から同年七月三十一日まで」に改める。

附則第三項中「知事の」の下に「期末手当及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与に関する条例の規定は、令和三年五月一日から適用する。

令和三年五月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社